

上関町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,758	4,296,502	103,348	600,110	13.96	14.25

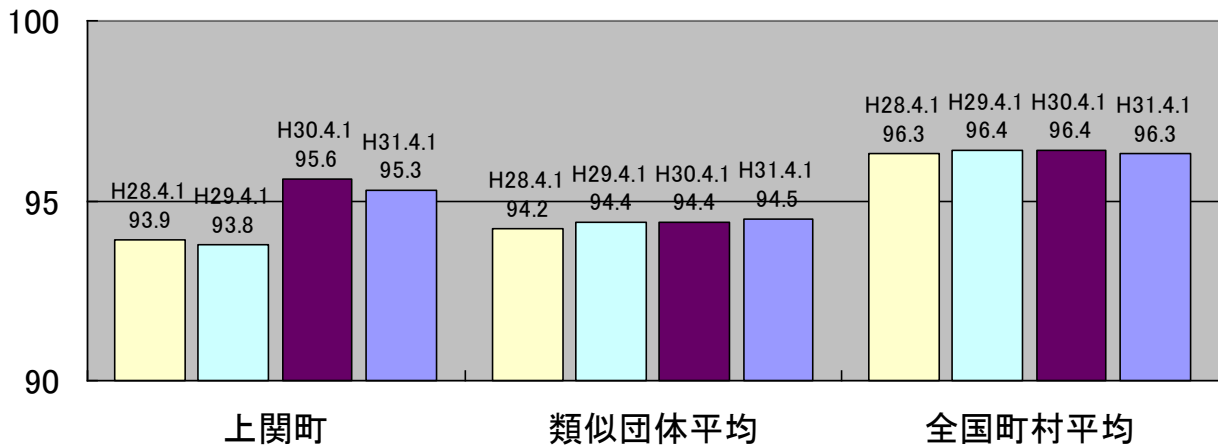
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	64人	千円	千円	千円	千円
		229,647	21,942	89,709	341,298

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,333	5,445

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①について、地域の民間給与水準を適切に反映した県の給料表に移行していることにより上昇した。
現在のところ 100 を下回っており、今後も県の人事委員会勧告を十分に尊重した上で、適正な給与水準の維持に努めていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給 該当なし

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円 該当なし	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当) 該当なし

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平成 27 年 4 月
一般行政職の給料表について、県の見直し後の給料表に沿って改定しました。
技能労務職員の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上関町	42.9歳	307,000円	349,200円	349,194円
山口県	43.8歳	333,514円	401,271円	359,290円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.0歳	291,992円	340,327円	318,817円

②技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
上関町	—	1人	—	—	—
うち用務員	—	1人	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—
山口県	61.0歳	4人	226,750円	236,525円	227,050円
国	50.9歳	—	287,312円	—	329,380円
類似団体	48.7歳	2人	259,335円	286,768円	273,286円

区分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	
上関町	—	—	—	—
うち用務員	用務員	56.6歳	225,000円	—
うちその他	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
上関町	—	—	—
うち用務員	—	2,883,400円	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年から29年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職 該当なし

（注）1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		上関町	山口県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	—	141,900円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	322,100円	366,200円	—
	高校卒	—	—	—	371,200円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

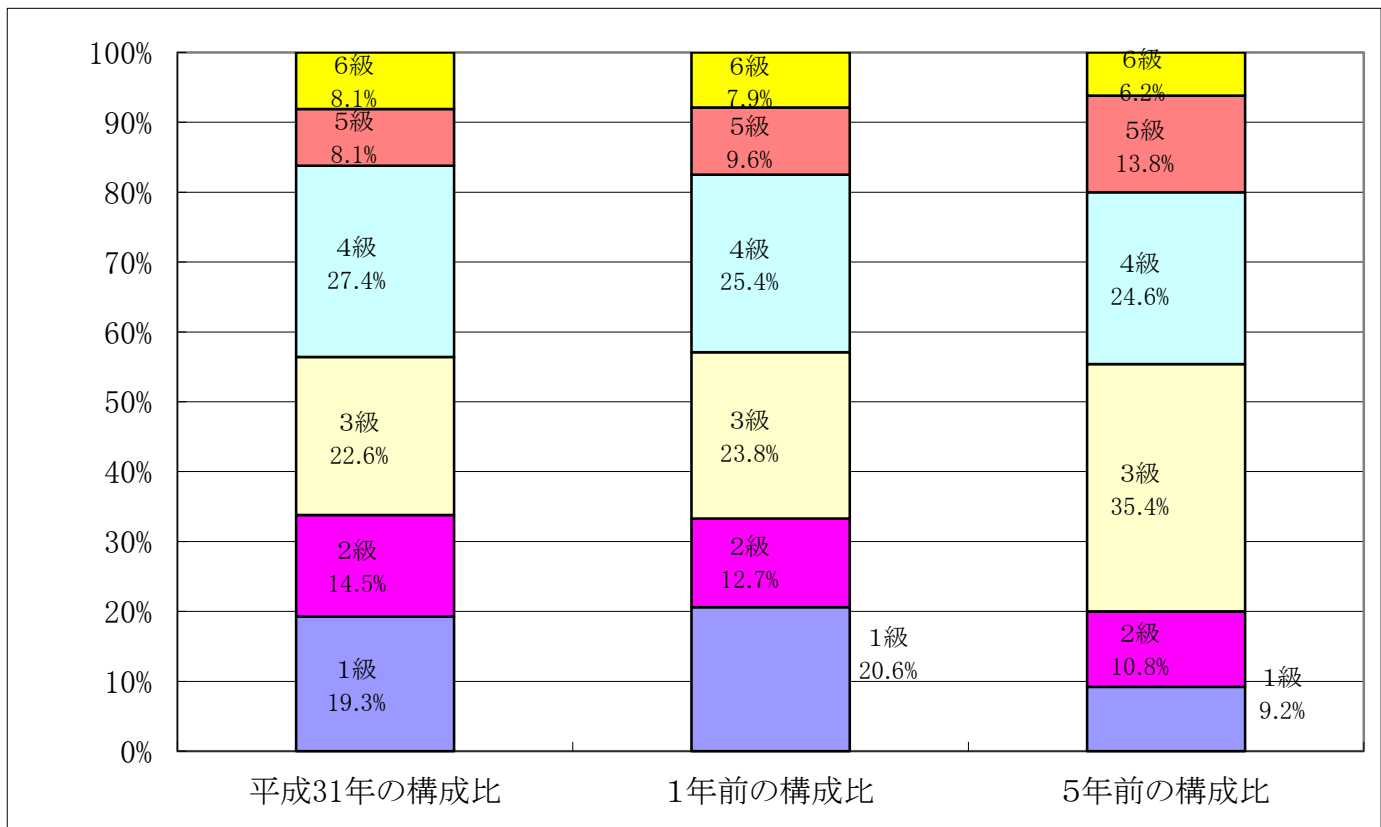
該当職員がない部分については、給料月額は記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	総括的な困難な業務を所掌する課長	5人	8.1%	319,200円	410,200円
5級	課長・主幹・困難な業務を行う課長補佐	5人	8.1%	288,900円	393,000円
4級	課長補佐・困難な業務を行う係長	17人	27.4%	263,000円	381,000円
3級	係長・困難な業務を行う主任主事	14人	22.6%	230,000円	350,000円
2級	主任主事	9人	14.5%	194,000円	304,200円
1級	主事及び主事補	12人	19.4%	144,100円	247,600円

- (注) 1 上関町区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況（上関町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日まで における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上関町	山口県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,497 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,757 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（上関町）

平成 31 年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

上関町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		17,995千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

支給実績（30年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

（4）特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		—		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		—		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫手当	感染症防疫作業に従事した職員	救護・処理等	0千円	日額700円
遺体取扱手当	遺体処理作業に従事した職員	輸送・仮埋葬等	0千円	1件当たり1,000円

（5）時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,296千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	67千円
支給実績（29年度決算）	5,765千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	96千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	◎配偶者 6,500円 ◎子 10,000円 ◎その他 6,500円 ◎満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		7,824千円	279,428円
住居手当	◎借家 ◇家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ◇家賃23,000円を超える (家賃-23,000円)÷2+11,000円) (最高27,000円)	同		4,390千円	182,916円
通勤手当	◎交通機関 運賃相当額 (最高: 月10,000円) ◎交通用具 (距離により) 2,000円~10,000円	交通機関 同 交通用具 異	◎交通用具 (距離により) 2,000円 ~10,000円	3,333千円	66,660円
管理職手当	支給額 課長 6級 40,900円 5級 35,500円 主幹 5級 30,800円 課長補佐 5級 27,000円 4級 26,100円	異	級及び職区分に応じ 46,300円~ 139,300円	7,403千円	389,621円
宿日直手当	1回 4,400円	同		2,041千円	53,710円
休日勤務手当	給料に135/100乗じて得た額	同		0千円	0円
産業教育手当	該当なし				

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	674,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額			
		(710,000 円)		763,000 円 / 384,000 円			
副 町 長		552,000 円		630,000 円 / 391,800 円			
		(582,000 円)					
報 酬	議 長	254,000 円		344,000 円 / 140,000 円			
	(円)						
	副 議 長	204,000 円		279,000 円 / 115,000 円			
	(円)						
	議 員	185,000 円		261,000 円 / 100,000 円			
	(円)						
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 3.10 月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.10 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	710千円×在職月数×5/12	14,200千円	任期毎			
		582千円×在職月数×3/12	6,984千円	任期毎			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 同一職を2期続ける場合、申し出により退職手当の通算も可能。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

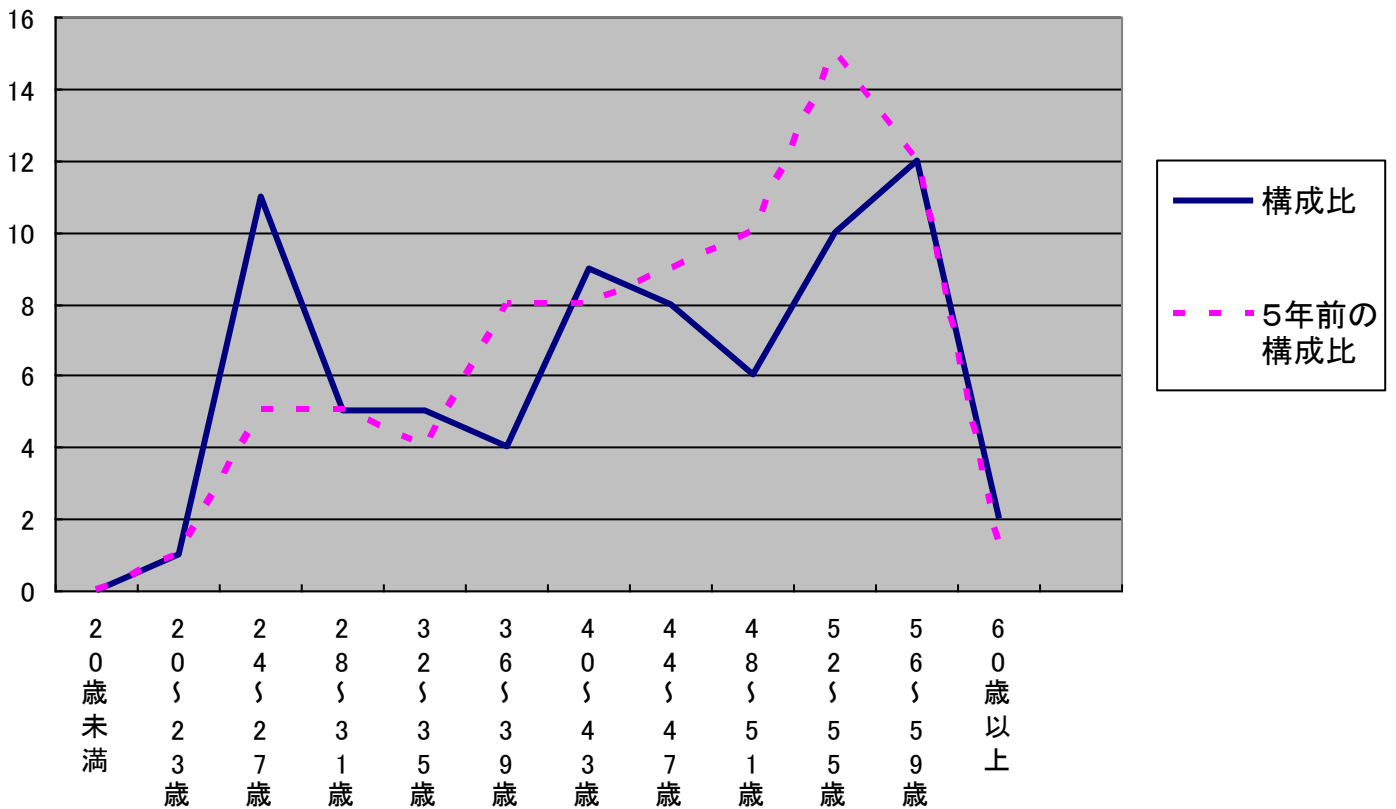
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	23	22	△1	イベント派遣に終了
		税務	2	2		
		民生	5	5		
		衛生	12	10	△2	じむの統廃合による減員
		農林水産	5	5		
		商工	1	2	1	業務増加による増員
		土木	6	6		
	計	56	54	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.79人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.68人)	
	教育部門	8	8			
消防部門	—	—	—			
小計	64	62	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 224.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 256.17人)		
公営 企業 等 部門	水道	2	2			
	交通	3	3			
	下水道					
	国保等	6	6			
	小計	11	11			
合計		75	73	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 264.68人	
		[112]	[112]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	11人	5人	5人	4人	9人	8人	6人	10人	12人	2人	73人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	56	54	52	56	54	△3(5.3%)
教育	10	8	8	7	8	8	△2(20%)
公営企業等会計計	12	11	11	11	11	11	△1(8.3%)
総合計	79	75	73	70	75	73	△6(7.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当なし